

## 認知症対応型共同生活介護利用料金一覧表

令和6年4月1日現在

## 基本利用料

(単位 円)

費目	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
認知症対応型共同生活介護費Ⅱ (1割負担)	—	800	805	842	868	885	903
認知症対応型共同生活介護費Ⅱ (2割負担)	—	1,600	1,609	1,683	1,735	1,769	1,805
認知症対応型共同生活介護費Ⅱ (3割負担)	—	2,400	2,413	2,525	2,602	2,653	2,708

※入院した場合、1月に6日を限度として基本利用料に代え、263円(1割)、526円(2割)、789円(3割)がかかります。

(保険給付対象外)

費目	金額	加算単位	内容の説明
家賃	64,000 円	1月あたり	居住に係る費用
共益費	16,500 円	1月あたり	共有部の光熱水費等
光熱水費	18,200 円	1月あたり	居室の光熱水費
食材料費	1,300 円	1日あたり	施設で提供する食事の材料費

1月当たりの目安(介護保険+家賃+共益費+水光熱費+食材料費)

1月当たりの目安	1割	2割	3割
要支援2	¥161,700	¥185,700	¥209,700
要介護1	¥161,850	¥185,970	¥210,090
要介護2	¥162,960	¥188,190	¥213,450
要介護3	¥163,740	¥189,750	¥215,760
要介護4	¥164,250	¥190,770	¥217,290
要介護5	¥164,790	¥191,850	¥218,940

※ 上記に加え、入所して30日以内は初期加算、32円(1割)、64円(2割)、96円(3割)が加算されます

※ 趣味活動娯楽費、理美容代、オムツ代などは自己負担となります

※ 利用者が退居する際に、居室の原状回復として、原則ハウスクリーニング及び壁紙の貼り替えを行い費用については、利用者の負担とします。

### 基本加算利用料

(単位 円)

費 目	金 額			加算単位	内容の説明
	1割	2割	3割		
夜間支援体制加算(Ⅱ)	27	54	81	1日あたり	夜勤を行う職員を配置基準より1名以上多く配置した場合に加算されます
若年性認知症利用者受入加算	129	257	385	1日あたり	若年性認知症の方を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます
看取り介護加算 (31日以上45日以下)	77	154	231	1日あたり	利用者又は家族の希望により看取り介護を行った場合に加算されます
看取り介護加算 (4日以上30日以下)	154	308	462	1日あたり	利用者又は家族の希望により看取り介護を行った場合に加算されます
看取り介護加算 (前日、前々日)	727	1,453	2,179	1日あたり	利用者又は家族の希望により看取り介護を行った場合に加算されます
看取り介護加算 (当日)	1,367	2,734	4,101	1日あたり	利用者又は家族の希望により看取り介護を行った場合に加算されます
医療連携体制加算Ⅰ(イ)	61	122	183	1日あたり	事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置している。
医療連携体制加算Ⅰ(ロ)	51	101	151	1日あたり	事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置している。
医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	40	79	119	1日あたり	事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。
医療連携体制加算Ⅱ	6	11	16	1日あたり	医療的ケアが必要な者の受入 ・喀痰吸引を実施している状態。 経鼻胃ろうなどの経腸栄養が行われている状態など
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	107	214	321	1月あたり	病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	43	86	129	1月あたり	医療機関との間で、入所者等の同意を得て、入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している。
退居時情報提供加算	267	534	801	1回が限度	医療機関へ退所する入所者等について、同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供する。
認知症専門ケア加算Ⅰ	4	7	10	1日あたり	専門的な認知症ケアを行った場合に加算されます
認知症専門ケア加算Ⅱ	5	9	13	1日あたり	専門的な認知症ケアを行った場合に加算されます
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	161	321	481	1月あたり	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を中心にチームを組んでいる。
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	129	257	385	1月あたり	認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している。

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	11	22	32	1月あたり	新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保している。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	6	11	16	1月あたり	3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。
新興感染症等施設療養費	257	513	769	1日あたり	感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している。
生活機能向上Ⅰ	107	214	321	1月あたり	機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成すること
生活機能向上Ⅱ	214	428	641	1月あたり	理学療法士等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成すること
口腔・栄養スクリーニング	22	43	64	1月あたり	理学療法士等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成すること
科学的介護推進体制加算	43	86	129	1月あたり	栄養状態や認知症の状況など情報提供し、必要に応じてサービス計画を見直している
サービス提供体制強化加算Ⅰ	24	47	71	1日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20	39	58	1日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7	13	20	1日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	107	214	321	1月あたり	見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。職員間の適切な役割分担の取り組み等を行っている。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11	22	32	1月あたり	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う
業務継続計画未実施減算				1日あたり	所定単位数の100分の3に相当する単位数の減算
高齢者虐待防止措置未実施減算				1日あたり	所定単位数の100分の1に相当する単位数の減算
介護職員処遇改善加算(※1)				1日あたり	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うと共に、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(※1)				1日あたり	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定 1000分の23に相当する単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×23/1,000			1月につき	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していることと賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員のベースアップ等に使用することで加算されます。

※ 上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。(消費税は非課税です)

※1 個別の介護度及び加算の請求項目等によって金額が各人毎に異なります。